報告第５号

令和３年度以降に使用する指導要録（指導）の様式の追加の件

下記のとおり令和３年度以降に使用する指導要録（指導）の様式を追加するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第３条第２項の規定により、令和３年３月１９日に教育長の臨時代理により決定したので、教育委員会に報告する。

令和３年４月１４日提出

西宮市教育委員会
教育長　重　松　司　郎

令和３年度以降に使用する指導要録（指導）の様式の追加の件

１．経緯

令和３年２月１９日付２文科初第１７３３号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を受け、「オンラインを活用した特例の授業」を実施した際に、指導要録（指導）の別記として、その内容を記録するための様式を追加する。

２．内容

平常時において、

・学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から非常時を想定した備えをしておく。

・非常時にも学習を継続できるよう ICT 環境を整備する。

非常時において、

・可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要である。

・感染症・災害等の状況に応じて、学校に応じて必要な措置を講じる。

・特に一定期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。

<非常時の自宅等における学習の取扱い>

・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要。

・自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映可能。

・教師による学習指導が一定要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で扱わないことが可能。

要件① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。

要件② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

<指導要録上の取扱い>

・登校できなかった日数は「欠席日数」として記録しない。

・以下の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録する。

要件① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導。

要件② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）。

３．対象

感染症・災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒

※非常時とは、学校保健安全法第 19 条による出席停止や第 20 条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第 63 条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。

４．指導要録（様式 2） 別記の作成について

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録として、以下の事項を記入する。

（１）児童生徒が登校できない理由

感染症や災害の発生等の児童生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

（２）オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

・同時双方向のオンラインを活用した学習指導

・課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する児童生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

（３）その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

５．経過

３月中旬	意見伺い 小学校長会長、中学校長会長へ打診 関係課調整
３月下旬	教育長の臨時代理　　各学校へ通知
４月	教育委員会会議

児童指導要録（指導）別記

児童氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

学年	区分	実施日数	参加日数	実施方法等
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

特別支援学級児童指導要録（指導）別記

児童氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

生徒指導要録（指導）別記

生　徒　氏　名

<table>
<tr><th colspan="5">非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第1学年（7学年）</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第2学年（8学年）</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第3学年（9学年）</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

特別支援学級生徒指導要録（指導）別記

生　徒　氏　名

<table>
<tr><th colspan="5">非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第1学年（7学年）</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第2学年（8学年）</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第3学年（9学年）</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

小学部児童指導要録（指導）別記

児　童　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

中学部生徒指導要録（指導）別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

高等部生徒指導要録（指導）別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

（別紙）

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒※の学習指導について

※　災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒
　感染症：学校保健安全法第 19 条による出席停止、第 20 条による臨時休業の対象となる感染症の予防
　災害等：学校教育法施行規則第 63 条に規定する非常変災その他急迫の事情

非常時の自宅等における学習の取扱い

- 教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要
- 自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映可能
- 教師による学習指導が一定要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で扱わないことが可能

　要件①　教科等の指導計画に照らして適切に位置づくものであること。
　要件②　教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

○ やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導の流れ

再度、学校に登校した際に、年度末までの学習計画で学習内容を取り戻せるか。

↓ 取り戻せない（一定期間が想定される臨時休業や出席停止　等）

主たる教材である教科書に基づいて指導する。
①電話や HP、メール配信等で課題を提示し、教科書や教科書と併用できる教材等を組わせて学習指導を行う。
②ICT 環境を活用してオンラインによる学習指導を行う。

→ ①の場合：再度学校に登校した際に学習状況・成果を確認し、対面指導を行うかどうか判断する。

↓ 取り戻せる（数日程度の臨時休業や出席停止　等）

今まで通り、登校時に学習指導を行う。

↓ ②の場合

オンラインによる学習指導の例

例１．オンライン（Microsoft Teams）を活用し、同時双方向にやりとりをする。
　　・リアルタイムで、授業を配信したり、放課後に学習指導を行ったりする。

例２．デジタル学習コンテンツを活用し、双方向にやりとりをする。
　①朝の会（オンライン）等で、指導計画等を踏まえた課題を提示する。
　　・デジタルドリル等の活用（e ライブラリや学習プリント等に取り組ませる。）
　　・オンデマンド動画の活用（「まなみや」や授業の動画を視聴させる。）
　②終わりの会（オンライン）等で、児童生徒が取り組んだ課題の点検や助言等によって学習状況を把握する。

↓

指導要録上の取扱いについて

オンラインを活用した学習指導を実施した際には、指導要録（指導）別記に記録する。
(1) 児童生徒が登校できない理由
(2) オンラインを活用した特例の授業　①実施日数、②参加日数、③実施方法等
(3) その他の学習等

非常時の活用例 臨時休業や学級閉鎖など

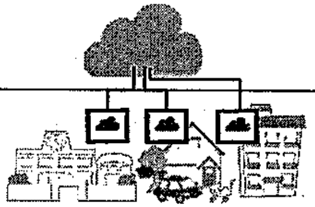

今後も、社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、感染拡大を防止することと子供達の健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。

1 臨時休業措置等の際の学習保障に関する基本的な考え方

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、臨時休業等の場合であっても、教師が児童生徒の日々の心身の状況を把握し、生活のリズムづくりや学習の歩みを止めることのないよう支援することが必要です。

2 ICT 端末の整備予定と未配備の期間の対応

・ICT 端末の整備予定　　中学校･･･令和３年（2021 年）１月より順次、小学校･･･２月より順次
・ICT 端末が未配備の期間　　家庭や学校にあるあらゆる機器や環境を最大限活用します。
※十分利用環境が整わない場合　　一斉メール・学校のホームページの活用、ポスティングや郵送の併用
※通信環境調査（６月実施済み）に基づき、ICT 端末が未配備の期間は、ICT 端末等の貸し出し、配備後も、学校を通して教育委員会がルーターの貸し出しなどの支援を行います。

3 ICT を活用した支援の基本的な考え方～「非同期型」「同期型」

「非同期型」･･･あらかじめ準備されているデジタル学習コンテンツを活用する。
「同期型」･････リアルタイムで、双方向にやりとりできる。

4 具体的な支援イメージ～ハイブリッド型のオンライン学習

同期型、非同期型のそれぞれの良さを生かし、発達段階に応じて支援を進めます。準備や周知にかかる最小限の期間の後、右図の活動例のような支援を実施し、徐々に内容を充実させていきます。

5 個別の状況への対応について

感染症罹患による入院など、個別の事情などにより、ICT を活用した学習支援等が困難な場合は、支援開始時期や方法について、児童生徒及び保護者と相談の上、検討し、支援を適切に行います。また、同期型オンラインに参加しない児童生徒については、家庭と連携し、電話等その他の通信手段を用いて心身の状況把握に努めます。

活動例

09:30
接続準備

09:50～10:20
朝の会
健康観察
連絡：スケジュール確認
午後の接続開始時刻
課題提示
例：教科書や補助教材の利用
→演習問題、音読、要約、
感想文・作文、
作品づくり等

13:00～13:20
連絡：午後のスケジュール、
次の接続開始時刻
課題指示

14:30～15:00
終わりの会
今日のふり返り
明日の連絡

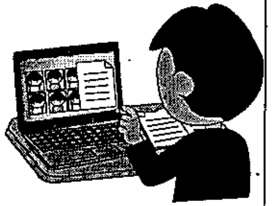

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについてお知らせします。（新規）

写

2文科初第1733号
令和3年2月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本　寛

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

各設置者及び学校等におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を含め、児童生徒の学習機会の確保・充実に御尽力いただいていることに対し、感謝申し上げます。

さて、平成31年4月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、令和3年1月26日に中央教育審議会において「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。同答申においては、「「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性」として「感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する」が示されるとともに、災害や感染症等の発生などの緊急時にも教育活動の継続を可能とするために ICT の活用が極めて大きな役割を果たしうるとされています。そして、感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するため、制度的な措置等について検討・整理することが必要であるとされています。

また、令和2年12月22日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたところです。

これらを踏まえ、この度、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校

（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）において、非常時（本通知において、学校保健安全法第 19 条による出席停止や第 20 条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。）に臨時休業又は出席停止等（非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。）により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和２年４月 10 日付け２文科初第 87 号初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いします。

記

１．平常時からの準備

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること。学校においてはこのことを踏まえ、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要であること。具体的には、例えば、学校外での学習を含む児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図ることや、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにするなどカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図ること、学校と児童生徒・保護者及び地域の関係者との関係の強化など学校・家庭・地域が一体となった学校運営を展開すること等が重要であること。また、非常時に登校できない児童生徒が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておくなどの取組も必要であること。

学校教育活動の継続に当たっては、ICT の活用が大きな役割を果たしうるもの

であることから、平常時から積極的な ICT 環境の整備とその活用を推進するとともに、非常時を想定して、例えば端末や通信環境が整っていない場合には学校に整備された端末やルータ等の貸出し・持ち帰りを積極的に行えるようにしておくこと、自宅等からの接続を試行しておくことなど、自宅等においても ICT を活用して学習を継続できるよう環境を積極的に整えることが重要であること。

2．非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

（１）基本的な考え方

感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要であること。

同時に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に非常時において、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。

学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要であること。

（２）自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、

日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができること。

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

＜要件＞

① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

（３）指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととされているため留意すること。

その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、本通知の別紙１から別紙４までに示す記載することが適当な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。

① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要であること。

このことに関し、小学校及び中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知。以下「平成31年改善等通知」という。）別紙1及び別紙2に、それぞれ本通知の別紙1及び別紙2のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとすること。

また、高等学校及び特別支援学校高等部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日22文科初第1号初等中等教育局長通知。以下「平成22年改善等通知」という。）別紙3に本通知の別紙4のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとするとともに、平成31年改善等通知別紙3に本通知の別紙3のとおり記載の事項を追加し、令和4年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について、これによるところとすること。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りでないこと。また、設置者の判断により、令和3年4月1日より前から指導要録に記載する事項を本通知を踏まえて追加することは妨げられないこと。

3．登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

児童生徒が登校可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じること。その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮すること。

なお、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができること。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

〔別紙１〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙１の改正）
〔別紙２〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙２の改正）
〔別紙３〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙３の改正）
〔別紙４〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 22 年改善等通知別紙３の改正）
〔参考〕 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録のオンラインを活用した特例の授業等の記録の「参考様式」を示している。

<本件連絡先>
初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
TEL：03-5253-4111（内線 2369）

別紙１

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）別紙１小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1)　児童が登校できない事由

感染症や災害の発生等の児童がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2)　オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①　実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②　参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③　実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3)　その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童が行った学習その他の特記事項等について記入する。

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知）別紙２中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①　実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②　参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③　実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年３月 29 日 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）別紙３高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては，以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①　実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②　参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③　実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

別紙４

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年５月 11 日 22 文科初第１号初等中等教育局長通知）別紙３高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては，以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

小学校児童指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

児童氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

中学校生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

<table>
<tr><th colspan="5">非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録</th></tr>
<tr><td rowspan="5">第1学年</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="5">第2学年</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="5">第3学年</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr></tr>
</table>

高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

<table>
<tr><th colspan="5">非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第1学年</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第2学年</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第3学年</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第4学年</td><td>生徒が登校できない事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンラインを活用した特例の授業</td><td>実施日数</td><td>参加日数</td><td>実施方法等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の学習等</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

特別支援学校（小学部）児童指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

児童氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

特別支援学校（中学部）生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

特別支援学校（高等部）生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（令和３年２月19日初等中等教育局長通知）

対象

感染症・災害等の非常時に、**臨時休業・出席停止等**※により**やむを得ず学校に登校できない**児童生徒

感染症：学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防
災害等：学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情
※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

平常時

- **学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われる**ものであることを踏まえ、平常時から**非常時を想定した備え**をしておく
- 非常時にも学習を継続できるよう**ICT環境を整備**

非常時

- まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、**児童生徒が登校して学習できるようにする**ことが重要
- **感染症・災害等の状況に応じて**、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、**学校において必要な措置を講じる**
- 特に**一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合**などには、指導計画等を踏まえた教師による**学習指導と学習状況の把握**を行う

＜自宅等における学習の取扱い＞

- 教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要
- 自宅等における学習状況・成果を**学習評価に反映可能**
- 教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、**再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能**

＊一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施

＜指導要録上の取扱い＞

- **「欠席日数」としては記録しない**
- 以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、**「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録**

①**同時双方向型**のオンラインを活用した学習指導
②**課題の配信・提出**、**教師による質疑応答**及び**児童生徒同士の意見交換**をオンラインを活用して実施する学習指導
（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

＊**非常時のやむを得ない場合の対応**であり、**登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要**
＊令和3年4月1日から実施（特段の事情がある場合はこの限りでない）

登校再開後

- 対面により学習状況を把握し、必要に応じて、**補充授業や補習等を実施**
- 非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない
- 各学年の課程の修了・卒業の認定は弾力的に対処し、**進級・進学等に不利益が生じないよう配慮**

（参考）中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日）（抄）
「感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、……児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理することが必要である。」
（参考）規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日）（抄）
「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」

小学校児童指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

児童氏名

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

記入例

学年	項目	実施日数	参加日数	実施方法等	備考
非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録					
第1学年	児童が登校できない事由				
第1学年	オンラインを活用した特例の授業				
第1学年	その他の学習等				
第2学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休業			当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。
第2学年	オンラインを活用した特例の授業	24	19	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導	当該児童生徒に対してオンラインを活用した特例の授業を実施した場合に記入する。
第2学年	その他の学習等	ケーブルテレビを活用した学習も併用した。			必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。（特段必要がない場合には記載不要。）
第3学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症に関する出席停止、大雪に伴う臨時休業			
第3学年	オンラインを活用した特例の授業	15	12	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 インターネットを通じた課題の配信・提出とチャットを使った質疑応答・意見交換による学習指導	
第3学年	その他の学習等	電話による個別面談も行った。			
第4学年	児童が登校できない事由				
第4学年	オンラインを活用した特例の授業				
第4学年	その他の学習等				
第5学年	児童が登校できない事由				
第5学年	オンラインを活用した特例の授業				
第5学年	その他の学習等				
第6学年	児童が登校できない事由				
第6学年	オンラインを活用した特例の授業				
第6学年	その他の学習等				

（参考）新型コロナウイルス感染症による臨時休業に伴いやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するオンラインを活用した学習指導に関する事例

令和 2 年度に行われた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の際、公立学校において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対してオンラインを活用して未習事項について学習指導を行い、学校再開後の対面授業において再度取り扱うことをしなかった事例について、取りまとめましたのでお知らせします。

なお、本資料は、文部科学省において令和３年１月に関係する教育委員会より電話で聴取した情報を元にまとめたものです。

１．平常時からの準備

・あらかじめ一人一台の ICT 端末環境を整備していた。
・あらかじめ家庭のインターネット環境に関する調査を実施していた。

２．新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休業に伴いやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

① オンラインを活用した学習指導の実施に先立つ準備

・教育委員会が、教職員に対して研修やマニュアル作成を行った。
・ICT 支援員のサポートも受けながら、必要な機材の準備や児童生徒への説明を行った。
・登校日を設け、ICT 端末の使用方法及び端末持ち帰りの際の注意事項を説明した。
・小学校低学年の児童については、事前に家庭訪問によって使用方法を教えた。
・保護者に対して、オンラインでの学習指導の手順等の周知を図った。
・臨時休業の開始直後から、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して朝の健康観察や課題に対する質問の受付を実施した。児童生徒が慣れた後、未習事項も含むオンラインでの学習指導を開始した。

② 臨時休業中に実施したオンラインを活用した学習指導の方法

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導により、未習事項を指導した。
・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導、録画された動画の視聴、学校への登校を組み合わせて、未習事項を指導した。
・動画の配信、クラウド型学習管理システムやメールを経由した課題の配信・提出ややり取りを通じて、未習事項を指導した。

③ オンラインを活用した学習指導の工夫

・児童の健康状況に鑑み、同時双方向型のオンラインを活用した学習指導を行った後は１コマ分休憩を挟み、１日３コマの指導に留めた。
・教師は１人２台の端末を用意し、一台は画面共有、一台は児童生徒の様子を確認するために使用した。
・手元に実物投影機を置いて、ノート指導や書道の書き方指導等も行った。
・黒板に板書するだけではなく、パワーポイントも作成し活用した。

- クラウド型学習管理システムにおけるメッセージのやり取りも活用した。
- 動画の作成に当たっては１本あたりの時間を短くし、例えば演習問題において、ヒントのみを与える動画を作成した。
- 小学校低学年の児童については同時双方向型のオンラインを活用した学習指導が困難だったため、低学年のみケーブルテレビを活用して学習指導を行った。
- 体育や複数人が一斉に行う実技（合唱、一斉に行う音読など）は実施が困難だったため、指導計画を変更した。

④ 特に配慮が必要な児童生徒への対応
- 端末やルーターを貸与した。
- マイクセットを貸与した。
- 授業を録画し、後で視聴させた。
- 当該児童生徒だけを登校させ、学校で指導を受けさせた。

⑤ 学習内容の定着の確認方法

○同時双方向型のオンラインを活用した学習指導の場での確認
- 対面授業と同じく、児童生徒の反応を見て確認した。（例. 指導内容を理解しているかを問いかけ、児童生徒に画面上で「マル」を作らせることで確認）
- 指導の最後に、質問できる時間を設けた。
- 主として指導する教師以外に、別の教師も同席し、個別に対応が必要な児童生徒がいるか様子を確認し、オンライン指導の後に個別対応を行った。

○その他の方法による確認
- クラウド型学習管理システムを活用した課題の提出により確認した。
- ホームページやクラウド型学習管理システムを活用し、オンラインで小テストを行い、教員が採点して確認した。
- 学校再開後の対面授業において小テストを行って確認した。

⑥ 学習内容の定着が不十分な児童生徒への対応
- クラス一斉のオンラインを活用した学習指導を行った後、一部の児童生徒を当該ミーティングルームに残す、個別のオンラインミーティングルームを設けるなどして、個に応じた指導を行った。
- クラウド型学習管理システムのメッセージ機能やメールを活用し、個別にやり取りを行って、学習内容の定着を図った。

⑦ 学習評価の実施
- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導の場合、対面での授業と同じように日々の学習の状況を評価し、通知表にも記載した。
- 臨時休業中のオンラインを活用した学習指導と学校再開後の復習や確認テストの結果を組み合わせて学習評価を行った。